

2019年度
非文字資料研究センター
第1回公開研究会

「租界と居留地」

(第12回外国人居留地研究会2019全国大会 第2回横浜大会「居留地の音楽・美術・文学」)

日時 2019年12月7日(土) 10:00～12:30

場所 横浜キャンパス3号館405号室

【プログラム】

司会：内田青蔵(非文字資料研究センター研究員)

開会挨拶：小熊誠(非文字資料研究センター長)

報告1：前近代日本の「居留地」 鶴田啓(東京大学史料編纂所教授)

報告2：中国に置かれた租界について 大里浩秋(神奈川大学名誉教授)

報告3：日本の開港場・開市場と居留地・雑居地 斎藤多喜夫(横浜外国人居留地研究会会長)

【ディスカッション】

司会：内田青蔵

コメント：孫安石(非文字資料研究センター研究員)
菊池敏夫(非文字資料研究センター研究員)

報告1

前近代日本の「居留地」

鶴田啓(東京大学史料編纂所教授)

「居留地」という言葉には、「そこでだけ外国人が居住・営業することを許した特別地域。」(『岩波国語辞典第七版』)という意味がある。今回は前近代の日本が用意した(用意しなかった)「そこでだけ外国人が居住・営業することを許した特別地域」



鶴田啓氏

について通観し、中国や朝鮮との比較も試みることにしたい。

1. 古代・中世

古代日本で外国使節を滞在させた施設としては、筑紫の鴻臚館(こうろかん)が有名である。鴻臚館という呼称は平安時代になってから使われたもので、それ以前から筑紫には筑紫館(つくしのむろつみ)が存在し、



全体の様子

664年に大宰府が設置されるまでは政庁機能も有していた。筑紫館以外にも難波宮には難波館があり、平安京にも鴻臚館が置かれた。平安京鴻臚館は、主に渤海使のために使われた。これらは本来外国使節を滞在させる場所だったが、筑紫には唐・宋・新羅・高麗の商人が来ることが多く、外国商人も鴻臚館に滞在させていた。

難波館は9世紀頃に廃止され、平安京鴻臚館も10世紀半ばには荒廃した。筑紫の鴻臚館も11世紀半ばには廃絶したとされる。これら施設は古代国家の外交政策や対外的環境と結びついていたので、外国使節の来訪が希になると必要性が薄れ、古代国家の体制が解体して行くなかで財政や官吏の面でも維持が困難になった。



中世の博多には唐人商人が居住しており、また九州には「唐人町」の地名が多く残っていて「唐人」の居住があったことを示しているが、国家権力が「居留地」として設定したものはなかった。1420年に日本を訪れた宋希璟（足利義持の遣使に対する回礼使）が著した詩文集『老松堂日本行録』によれば、道中の安全は博多・下関・兵庫・京都など各地有力者の斡旋や同行によって確保され、入京や将軍との対面にも同様の斡旋が必要だった。室町幕府には外国人に対応する機関や施設はなく、将軍側近くの通訳や政策アドバイスも中国人や帰化中国人の子孫に頼っていた。

2. 近世

江戸時代初期、徳川家康は外国からの使者を歓迎し貿易要求も認めていたが、家康の死後幕府は統制を強めていった。1636年長崎ではポルトガル人を収容する埋立地（出島）が有力町人の出資によって作られた。ポルトガル人追放後、出島は平戸から移されたオランダ人を収容する施設となり、長崎町人はオランダ人から借料を徴収した。1689年には市内に滞在する中国人を収容するため、幕府が場所を提供して唐人屋敷が作られた。こちらも運営は長崎町人に任された。出島と唐人屋敷は、外交使節を考慮せず、管理運営を町に担わせたことが特徴であった。

江戸幕府への外国使節（朝鮮・琉球）は来る頻度が低く、幕府は臨時の動員体制で対応した。江戸城での朝鮮使節の応接は、扱いは非常に丁寧であったが、基本は武家儀礼の枠組みであった。江戸幕府は外国使節応接のために施設や儀礼を用意しようとはしなかったと言える。

3. 明・清や朝鮮の例

明・清は北京に会同館、福州に琉球館を設置していた。北京会同館（朝貢使収容施設）は明の永楽年間設置、規定では大使1人・副使2人のもと館夫400人・馬171頭・驢137頭を常備していた。

15世紀半ばの遣明使（1451年出発、54年帰国。宝徳度遣明使）で一号船使僧を務めた笑雲（しょううん）が著した『笑雲入明記』によれば、遣明使の行程は次のようであった。

- ①寧波に入港。②浙江省市舶司管轄下の嘉賓館に滞在。以後、③北京へ使者到着を報告し上京許可の回答を待つ。④北京へ出発。行程のほとんどは運河を使う。⑤北京会同館に入る。⑥鴻臚寺で朝参を習礼。⑦紫禁城内奉天門

（現・太和門）で朝参。叩頭の礼を行う。皇帝は南面し使者は北面する空間構造である。

この間の明側の負担は極めて大きく、皇帝の権威を帝国の巨大な経済力と大運河の存在が支えていたといえる。

朝鮮では15世紀初め、倭人の入港・交易場所を三浦（富山浦・薺浦・塩浦）に制限し、三浦と都に倭館を置いた（都の正式名称は東平館）。倭人の居住は禁止されたが実際は黙認されていた。倭館は内部に①渡航者用の建物、②取引の場、③儀礼の場、④饗応の場を備える施設だった。

壬辰倭乱後の朝鮮時代後期、倭人の入港・交易場所は釜山だけに制限され上京も禁止された。釜山倭館の維持費の多くと食料・薪炭の一部（規定日数分）、貿易品の一定量買い上げなどは朝鮮側の負担だった。その一方で釜山に着いた対馬藩の使者には国王殿牌への跪拝を求めた。朝鮮の華夷意識を満たすことと財政負担とは表裏の関係にあった。

報告 2

中国に置かれた日本租界について

大里浩秋（神奈川大学名誉教授）

1) 日本租界の形成期（1896～1911年）

政府は、1895年の下関条約で長江（揚子江）流域の重慶と沙市、上海に近い杭州と蘇州の4地に租界を置くことを認めさせた。しかし、中国側の抵抗でいずれの地も街中から離れた場所に置くことになり、その不利な条件をはねのける経済力



大里浩秋氏

を持たない日本としては進出する企業や個人はごく少数しか現れず、租界の建設は遅々として進まなかった。他方、すでに他国が租界を置いている天津と漢口にも置くことにしたが、交通の要地であるこの2地には企業や店が徐々に進出していき、下関条約で認めさせた4地よりも「発展した租界」となっていた。上海の場合は、交渉で当局が候補に挙げた場所は不便なところであり、結局は置くのを断念し、イギリスを中心に運営されている共同租界に続々と住みつ

いて、集中した地区は次第に日本租界と思えないような活気を呈することになった。他に、福州と廈門は当局と交渉して開設準備は整ったものの結局名前だけに留まり、広州については交渉が不調で開設することもできなかった。さらに、1905年日露戦争に勝利すると、ロシアが持っていた「満洲」における租借地（大連・旅順）や鉄道附属地（長春から大連までの南満洲鉄道沿線）などの特権を得て、中国東北地区への進出を目指すことになった。

こうして日本は、中国への経済進出を図るため西洋列強にまねて可能な限り各地に租界を作ろうとし、満洲地区へも進出したものの、そのたびに各地で日本人に反発する住民の大小の動きがあり、10年代以降に排日（反日）運動が強まる下地となった。

2) 日本租界のその後 (1912 ~ 1945年)

辛亥革命によって中華民国が誕生すると、日本は中国における特権獲得を西洋列強と一層競うことになり、1914年に第一次大戦が起ると、ドイツが山東省膠州湾一帯に租借地を持っているのは不当であると主張して参戦し、ドイツ軍を追い出した後は軍を撤退させず、翌年には時の袁世凱政府に対し、「山東権益」と称してドイツが持っていた特権を日本が譲り受けること、満洲・蒙古における諸権利を他国よりも優先的に得ることなどを盛り込んだ「二十一か条要求」を提出し、袁政府がそれを呑むと「国の恥を忘れるな」の声が高まった。さらに、第一次大戦の戦後処理で開かれたパリ講和会議で、袁政府に認めさせた日本の要求を撤廃させるという中国代表団の主張が認められなかったことに対し、学生・労働者・住民による大規模な抗議行動（五四運動）が起こった。こうして中華民国成立後西洋列強に負けじとして中国における各種の特権や利権を主張した日本政府の動きは、中国政府のみか住民にも、さらに西洋列強にも強い警戒心を植え付けることになった。

20年代になると、租界が置かれていることの不当性を解決すべきとの声が起こり、25年にはイギリスや日本がやっていることを批判する反帝国、反租界の運動が上海や広州などで起こり、27年に漢口、九江でイギリス兵と住民との流血事件が起こると、激昂した住民は両租界を武力で回収し、その後の交渉でイギリスは公式に中国に返還した。しかし日本は、名前だけに留まっている租界を含めて中国に返還することはなく、31年に満洲事変、翌年上海事変が起きて周囲の住民との関係が一層険悪になった際も、各地の租界に住んでいた日本人は

その都度上海とか日本に一時避難をしては様子をうかがってまた戻っていった。さらに、37年に日中戦争が起ると一斉に帰国したものの、日本軍が都市部を占拠して状況が一段落するとまた戻っていき、同時に新しい日本人が大量に租界や租借地などに入っていく、長いこと少数の日本人で維持されてきた租界もかつてない人数に膨らんだ。（但し、重慶では租界を維持できずに全員が日本に引き上げた）そして、45年日本は敗戦して租界を含むもろもろの特権を否定され、進出した企業も個人も資産のほとんどを没収されて否応なく日本に引き上げることになった。

3) まとめに代えて

外交や軍事面で日中両国が衝突するたびに、租界や租借地などに住む日本人は右往左往するしかなかったはずであるが、それでもそこには学校、病院、神社、市場などができ、規模の大小を問わず日本人社会を形成した。しかし、彼らのそこでの存在が近くに住む中国人住民にどれだけプラスの影響を残したかどうかは甚だ疑問であり、敗戦から70年余を経てなお、そうした中国での日本人の存在の仕方をどういう教訓として今後に語り継ぐべきかが問われている。

報告 3

日本の開港場・開市場と居留地・雑居地

齋藤多喜夫（横浜外国人居留地研究会会長）

外国人居留地とは？

遠隔地貿易には危険が伴う。外国商人がもたらすのは有用な商品ばかりではない。疫病のような邪悪なものもある。優れた文化であっても、あまりにも急激に流入すれば現地社会に混乱をもたらす。それを防ぐためには緩衝帯を設ける必要がある。多くの場合、異邦人を隔離し、現地社会とは別に管理することが行われる。それが居留地の起源をなす。

居留地は外国人と現地人のせめぎあいの場である。外国人が強ければ現地社会への進出の拠点となる。現地人が強ければ外国人の侵入を防ぐ防波堤となる。前近代



齋藤多喜夫氏



の東アジアでは現地権力の力が強く、外国商人を厳しい統制下に置いていた。中国清朝のカントン・システムや日本の長崎出島と唐人屋敷などである。19世紀半ば以降、アヘン戦争を転機として力関係が変わる。中国では外国側が領事の権限を認めさせ、現地権力から半ば独立した租界を形成した。日本でも幕末の和親・通商条約の締結を通じて、同様の過程が進行し、外国人居留地が形成される。しかし、日本側の意識としては、居留地は中国の租界を移植したのではなく、長崎出島の「居留場」の制限を緩和したものと考えていた。

制限の緩和は段階的に行われた。最初はアメリカ人に対する「緩優」な扱いを定めた日米和親条約にオランダが均霑を求めたかたちで、日蘭和親条約と追加条約に出島との出入りや信教の自由、領事裁判権を明記させた。それはアメリカのハリスと結んだ日米協約（下田条約）に受け継がれ、函館の亀田川河口に、制限が緩和された出島と同様の居留地が計画されたことがあった。ハリスはそれに満足することなく、自らがシャムとの間で結んだ条約をモデルに、首都一円での土地所有権や内地通商権を要求したが、日本側の頑強な抵抗に遭い、結局日米修好通商条約では中国の租界同様、一定地域内での借地権の付与に落ち着いた。

開港・開市と居留地・雑居地

1858年の日米修好通商条約により、函館・横浜・長崎・新潟・神戸で貿易や営業のために港と町が開かれた。これが開港場（かいこうじょう）であり、その一面に設けられる「居留場」でアメリカ人に借地と居留（永住）が認められ、店舗・住宅を構えて営業・居住することが許された。江戸と大阪では商売のために町のみが開かれ、アメリカ人が逗留（一時的滞在）するための「一区の場所」で借家が認められた。これが開市場（かいしじょう）



横浜区＝開港場の範囲 黒い部分は居留地。黒い部分と白い部分を合わせたエリアが横浜区。薄墨色の部分は郡部（久良岐郡・橋樹郡）。堀川と派大岡川に囲まれたエリアが関内。

であり、「一区の場所」は雑居地と呼ばれる。

1859年に函館・横浜・長崎が開港されたが、居留地の整備が間に合わなかったため、外国人は仮住まい（仮泊）を余儀なくされた。長崎では長崎町に隣接する大浦湾埋立地と丘陵（東山手・南山手）に、横浜では市街地や湊のある神奈川宿と内湾を挟んだ対岸の横浜村に居留地を造成して仮泊を解消し、居留地に回収した。函館では大町（仲浜町）・地蔵町の埋立地に居留地が設けられたが、いずれも条件が悪く、船着きのよい海岸や住居に適した丘陵斜面は商家や寺社に占められていて、空閑地がないために仮泊を解消することができず、条約外の借地の雑居地が生まれた。

1868年の神戸開港の際も居留地の整備が間に合わなかったが、最初から借地の雑居地を認め、居留地が整備されたのちも回収されなかった。翌年に開港された新潟では、居留地を設ける計画がなかったわけではないが、実際には最初から借地の雑居地が設けられた。函館でやむをえない事情で始まった借地の雑居地が神戸や新潟では最初から公認されたのである。大阪と江戸（東京）では条約付属取極により、借家の雑居地とともに条約外の居留地も設けられた。また大阪は1868年、開港場に変更された。これら一連の過程は、外国人の居住について、開市場では借家権にとどめ、開港場では借地権を与えるけれども居留地に閉じ込めるという当初の目論見からすれば制限の緩和だといえる。

日本人市街に隣接して居留地が設けられた長崎や、居留地と日本人市街が隣接して形成された横浜では両者を含む市街地が開港場の範囲と定められ、市街地は郡

各港市の居留地と雑居地

種別	横浜	長崎	函館	神戸	新潟	東京築地	大阪川口
一円地 居留地	○	○	○	○	×	○	○
一円地 借家の雑居地	×	×	×	×	×	○	○
借地の雑居地	×	×	○	○	○	×	×

一円地とは「ひとまとまりの土地」のこと。○は存在、×は非存在を示す。

区町村編制法により長崎区・横浜区となった。他の港市では行政上の区域によらず、居留地と借地・借家の雑居地が開港場・開市場の範囲となった。